中国ハラル1食品市場の現状と課題~ハラル認証問題を中心に~2

一橋大学国際・公共政策大学院 公共経済プログラム二年 任仕仟

 1 「Halal」は「ハラル」「ハラール」等と表現されることもあるが、本稿では「ハラル」と記載する。

²本稿は、一橋大学国際・公共政策大学院公共経済プログラムにおけるコンサルティング・プロジェクトの最終報告書として、受入機関である三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社に提出するものである。本稿の内容は、全て筆者個人の見解であり、受入機関の見解を示すものではない。本稿の作成にあたり、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングの森下翠惠氏から情報収集や資料作成についてアドバイスをいただいた。同氏に対し、心から感謝申し上げたい。

目次

はじめに

第1章.背景

- 1. 世界のイスラム人口とイスラム諸国食品市場
- 2. 世界のハラル食品市場

第2章.ハラル食品認証

- 1. ハラル認証とは
- 2. ハラル認証の必要性と重要性
- 3. 中東地域と東南アジアの比較

第3章.中国のハラル食品市場

- 1. 中国のイスラム人口と民族
- 2. 「清真」とは
- 3. 中国ハラル食品の特徴
- 4. 中国のハラル食品市場
 - 4-1 中国ハラル食品市場の概要
 - 4-2 寧夏回族自治区のハラル産業
 - 4-3 北京市のハラル産業
 - 4-4 中国のハラル飲食店

第4章.中国ハラル食品認証

- 1. 中国のハラル制度
 - 1-1 中国ハラル食品の定義
 - 1-2 ハラル管理条例とハラル認証通則の比較
- 2. 中国ハラル認証の概要
- 3. 中国イスラム協会によるハラル認証
 - 3-1 ハラル認証活動の概要
 - 3-2 ハラル認証企業の五つの必要条件
 - 3-3 ハラル認証の取得手順
- 4. ハラル食品認証に取り組んでいる企業の事例
 - 4-1 正大秦皇の事例
 - 4-2 皓月の事例

第5章. おわりに――中国食品市場への企業進出とハラル認証

- 1. 中国ハラル認証取得における留意事項
- 2. 中国ハラル食品市場の優位性

はじめに

中国におけるハラル食品の問題は、従来から、中国の少数民族問題との関連で重視されてきたが、現在、食品安全問題への関心の高まりとともに、ハラル食品は中国でも重要性を増してきている。本稿は、中国のハラル食品産業とハラル認証問題について、現状と課題を検討することによって、中国のハラル食品産業に関心を持ち、参入の可能性を検討している企業に対して、基礎的な情報を提供することを目的としている。また、中国のハラル食品に対してまだ明確なイメージや方針を持っていない企業の方々に対しても、中国のハラル食品市場への興味を持っていただくきっかけとなれば、幸いである。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第1章では、世界のイスラム人口、イスラム諸国食品市場、ハラル食品市場の動向を簡単に紹介する。第2章では、ハラル認証の内容一般について述べる。本稿の中心部分は第3章以下である。第3章では、中国のイスラム系諸民族や中国のハラル食品を紹介した上で、中国ハラル食品市場の現状を説明する。第4章では、文献調査や現地ヒアリング等の結果に基づき、中国ハラル認証の現状を整理する。最後に、第5章では、以上の内容を踏まえ、中国ハラル食品市場への進出を検討している企業を念頭に、中国ハラル認証における留意点と中国ハラル食品市場の優位性について述べる。中国のハラル産業については、いくつか留意すべき点もあるが、中国ハラル産業の優位性を十分に活かすことができれば、中国ハラル食品市場に進出する場合の有利な足がかりを築くことができる場合もあると考えられる。

第1章.背景

1. 世界のイスラム人口とイスラム諸国食品市場

2009年時点で、世界のイスラム教徒の人口は、約15.7億人に上り、世界人口の5分の1以上に達しているといわれている。また、この比率は1990年以降、着実に増加してきている(図表1)。イスラム人口は、2010年に16億人に達し、さらに、2030年には22億人まで増加し、世界人口の4分の1以上に達すると予想されている。3グローバル化が進展した現代経済において、イスラム諸国の人口規模と人口増加率に加え、近年における多くのイスラム諸国での経済発展に伴い。イスラム教徒の消費者は、世界市場においても重要な位置を占めるようになりつつある。

図表 1. 世界のイスラム教徒の人口の推移

年代	イスラム教徒数	対世界人口比率
1900年	2億	12. 4%
1970 年	5.5億	15. 3%
1980 年	7.2億	16. 5%
1990 年	9.3億	17.8%
2000年	13.9 億	19. 2%
2009 年*	15.7億	23. 0%

出所:馬文亜(2010)より作成

今後、イスラム諸国の人口増加とその所得水準の上昇を背景に、ハラル食品への需要は急速に拡大していくであろう。また、人々の食品品質に対する高まりを背景として、ハラル食品は健康・安全・栄養等の食品品質規格を満たせるという面にも注目が集まれば、ハラル食品への需要がより一層拡大していく可能性もある。なお、図表2は、世界各地におけるイスラム教徒数を示したものである。

4

³前田高行(2013)

^{*} 暫定値

図表 2. イスラム教徒人口(2009年)

地域	イスラム教徒人口(百万人)
中東	462
アフリカ	195
アジア	890
ヨーロッパ	51
北米	9
南米	1.6
オセアニア	0.35
合計	1,608

出所: 茂野綾美(2011)より作成(元データ: ハラル産業開発公社)

並河良一(2011a)によると、イスラム諸国の食品の消費構造は急速に高度化し、食品市場の経済的規模が拡大している。今後もこの傾向は続き、海外からの食品輸入需要も増大すると見込まれている。例えば、人口規模で世界最大のイスラム国であるインドネシアでは、2005年以降、食品消費支出が年率 10.26%で伸びている。このペースが続けば、食品市場の規模は 2009年の 5.5兆円から 2020年には 17.5兆円に拡大することになる。また、イスラム諸国の多くは農産物の生産に適しない地域にあり、食料の純輸入国となっている。国内の食品産業が未発達である国も多い。したがって、輸出市場としてのイスラム食品市場の潜在的な成長可能性は大きく、イスラム諸国に進出する外国企業にとっても大きなチャンスとなりうる。

2. 世界のハラル食品市場

ハラルとは、アラビア語で「許されたもの」や「許される行為」を意味し、ハラル製品とはこのイスラム教の戒律にそって加工・処理された商品を指す。多和田裕司 (2012)によると、ある食品について、それがハラルであると表示するためには、以下の四点を満たすことが必要である。⁴

第一、イスラム教が禁ずる動物を如何なる形においても含まないこと。

第二、イスラム教義が不浄とするもの⁵を一切含まないこと。

第三、イスラム教義が不浄とするものに接した道具・機器を用いて調理・加工・製造されたものではないこと。

第四、調理・加工・保存・運輸の過程において、上記3点を満たさない食品及びイスラム教義が不浄とするものに接したり、近接したりしたものではないこと。

イスラム教徒の人口増加に伴い、ハラル製品市場も拡大の一途を辿っている。ハ

⁴ なお、ハラル食品の条件を満たさない、非ハラル食品のことを、「ハラム食品」という。

⁵ タブーとされるものの代表的な例については、本稿の図表を参照。

ル市場の中でも大きな割合を占めるのはハラル食品市場である。イスラム諸国以外でもハラル食品に取り組む動きは活発化している。2013年現在、アジア諸国におけるハラル食品市場規模は約40兆円となっている。これは2011年度における日本の外食産業市場規模23兆円の約1.7倍に相当する⁶。

図表 3. ハラル食品市場規模の推移(単位:10億米ドル)

	Т	1	T
	2005 年	2009 年	2010年*
アフリカ	139. 5	150.3	153. 4
アジア諸国	375.8	400.1	416. 1
インドネシア	73. 9	77. 6	78. 5
GCC 諸国	39. 5	43.8	44. 7
インド	22. 1	23. 6	24. 0
中国	18.9	20.8	21. 2
マレーシア	6. 9	8. 2	8.4
欧州	64. 4	66. 6	67. 0
ロシア	20.8	21.7	21.9
フランス	16. 5	17. 4	17. 6
英国	3. 5	4. 1	4. 2
オーストラリア	1. 1	1.5	1.6
米国	12. 5	12. 9	13. 1
世界のハラル食 品市場規模	596. 3	634. 6	654. 3

出所:森下翠恵/武井泉(2014)より作成(元データ:Irfan Sungkar and Darhim Hashim(2009) "The Global Halal Food Market and Updates on Global Halal Standards")

_

⁶田中正利/駒崎裕恭/野村信一/五木田貴浩 (2014)

^{*} 暫定値

第2章.ハラル食品認証

1. ハラル認証とは

例えば、豚肉やアルコールそのものについては、イスラム教徒である消費者は、それらを避けて食生活を送ることが容易である。しかしながら、食品には加工されたものが多く、たとえ原材料表示を見ても、二次原材料や三次原材料に関する情報を取得することが難しいため、その食品がハラル製品であるかどうかの判断が難しい場合が多い。そこで、ハラル認証の必要性が生じることになる。

ハラル認証とは、食品、医薬品、化粧品などの製品の提供や、飲食店などのサービス業に関わる企業がイスラム市場へ参入する場合、製品やサービス等が、ハラルであることを第三者が認証するシステムを指す。ハラル認証の概要については、図表 4 を 参照されたい。

図表 4. ハラル認証の概要

	ハラル認証			
認証機関	国・地域ごとに異なる認証機関がある。複数の認証機関がある国・			
	地域もある。			
タブーとされる	陸上生物	豚、犬。シャリーア法に則った方法でと畜されてい		
代表的なもの		ない陸上生物。		
		肉食動物		
		猛禽類:ハゲワシ、わし、タカ、トビ、ハヤブサ、カ		
		ラス、フクロウ等		
		げっ歯類、爬虫類、害獣:ネズミ、ムカデ、ヘビ、		
		トカゲ、ヤモリ等		
		シャリーア法で殺すことが禁じられた動物:ハナバ		
		チ、キツツキ		
	一般的に不快感を与える生物、幼生過程の生物、カ			
	タツムリ			
	水生生物	水陸両生の生物(カエル、カメ、ワニ等)		
		不浄な場所に生息する生物		
	アルコール	アルコールを含む食品、飲料		
食品以外の認証	化粧品、医薬品、物流についても明確に規格化されているのはマレ			
	ーシアのみである。			
必要な設備対応	ハラル製品専用設備			
	ハラル認証による特定方法での洗浄			
社内体制	ハラル認証対応チームを社内に設けることが求められる			

注1:個別の認証の詳細条件は、輸出・販売先で使用可能な認証機関・団体に確認を要する。

注2:乳製品はハラルだが、チーズを製造する際に使用する酵素など、中間投入物、添

加物に注意を要する。

注3:海産物について、貝殻類、イカ、タコなどはハラルではないとする宗派などもあるため、確認を要する。

注 4: 不浄なものを食料として与えられた陸上生物、水生生物については各国の基準が異なるので確認を要する。

注 5: エチルアルコールの使用は、製造者(飲料用アルコールメーカーか否か)、使用目的などによって、認証機関・団体の許可基準が異なる。自然発酵によるアルコールの取り扱いも同様である。

注 6: 毒性があり、人体に悪影響のある生物はハラム。ただし、調理の際にそれらを 取り除いた場合はハラル: フグなど(一部の学派を除いては、魚類は原則的にハラル である。ただし、魚を食べることが一般的ではない地域もある。)

出所: 籠瀬明佳(2014)、松井秀司(2014)より作成

各国のハラル食品制度の基本的な内容には、イスラム法という共通した基盤がある。しかし、ハラル認証制度の規格詳細、適用範囲、運用の厳しさなどは、国や宗派により異なる。さらに、各国の食品輸出入規制の相違やハラル認証機関と政府との関係、各国のハラル認証規格と食品規格の相違などにより、ハラル認証システムは各国により異なっている。また、ハラル認証制度を成文化していない国も多く、複数の認証機関がある国も多いのが現状である。

マレーシアは、政府系ハラル認証機関 JAKIM を持ち、国際的にも認知度が高いハラル認証としての認証活動を実施している。また、世界で初めて物流に特化したハラル認証規格「MS2400 (Malaysia Standard 2004)」を設けた国でもある。さらに、マレーシアは、化粧品、医薬品など食品以外についてのハラル認証にも取り組み、個別規格を設定した珍しい例である。⁷

イスラム諸国の中には、ハラル対応を前提に食品等の輸入規制を行っている国も多い。例えば、サウジアラビアやクウェートでは、ハラルでない(ハラムの)商品の国内流通を大幅に制限している。すなわち、ハラルでない商品は原則として輸入できず、販売できないといわれている。また、UAEでは、ハラルでない商品については、政府から特別な許可を得た事業者のみにその取り扱いが限定されており、輸入量や販売場所も制限されている。

これに対して、マレーシアにおいては、ハラル対応しない製品も流通しているが、ハラル認証規格が設けられている。ハラル認証を取得した商品については、ハラル・マークが表示されるため、イスラム教徒は安心してハラル食品を選択することができる。また、国によっては、一部のハラルパークに設立されたハラル製品を取り扱う企業については、税制などの優遇措置を設けている例もある。

このように、ハラルを重視しているイスラム国家は多いが、その具体的な政策は、 国ごとに異なっている。また、何がハラルか、何がハラムかの基準も、国や認証機関

8

⁷マレーシアやその他の東南アジア諸国のハラル制度については、森下・武井(2014)を参照。

ごとに異なっている。世界ハラル評議会(World Halal Council)と呼ばれる国際団体があって、そこではハラル認証の統一基準を作ろうという討議が続けられているが、ハラル認証基準となるはずのイスラム教典の解釈についても様々な宗派があり、地域ごとに異なることから、統一基準作りは難航している模様である。8

ハラル認証に対応しようとする場合には、当然ながら、その企業のコストが上昇する。前述のように、国際的に統一されたハラル認証の規格がなく、ハラル制度が国・地域によって異なるので、機器、工場施設等について、各輸出先に対応できるように設計する必要があり、監査費用は高くなる。また、ハラル製品を生産するために、費用が高かくなる場合もある。例えば、食肉処理プロセスにおいては、ナイフの使用が原則とされ、電気ショックの使用を制限されている。また、工場施設、生産ライン、機器をハラル商品専用とする必要がある。さらに、倉庫管理、輸送車両もハラル製品専用とする必要があり、このことも高コスト化の要因となっている。なお、認証機関の監査員の交通費や宿泊費等全てハラル企業側が負担しなければならない。高コスト化は世界各国のハラル認証企業が直面しなければならない問題である。

2. ハラル認証の必要性と重要性

前述のとおり、ハラル製品は、製品の原材料だけでなく、生産プロセス・物流・販売まで細かく確認しなければならないことから、消費者が製品を購入した時点で、ハラル製品なのかどうかを判断できるような認証制度が必要となる。

世界の16億人(2010年)のイスラム教徒はイスラム教の教えに従ってハラル食品を消費しているので、ハラル食品は世界において巨大な消費市場と固定的消費者層を持っている。特に近年、イスラム諸国との交流の拡大とともに、中国のハラル食品生産者は、グローバル化に対応して、世界各国のハラル食品消費者に質の良いハラル食品を提供し、イスラム教徒である消費者の食生活を改善するとともに、中国のイスラム教徒労働者の就職機会を増加させている。したがって、中国においても、ハラル食品の生産、加工、販売等各ステップを規範化し、ハラル食品規格を厳守し、ハラル認証を取得することは重要になっている。

イスラム諸国・地域の中でも、例えば中東地域では、人口の大部分をイスラム教徒が占めている。これに対して、中国は、多民族国家であり、イスラム教を信仰する人口はわずかな一部を占めるに過ぎない。したがって中国では、他の民族・他の宗教・信仰を持つ人々と共存しつつ、イスラム教徒の消費者にとって安心できるハラル規格を提供することが必要になる。

_

⁸田崎博実(2011)

3. 中東地域と東南アジアの比較

東南アジアと中東地域はハラル食品の主要な消費市場である。しかしながら、ハラル認証制度と食品輸入制度の関係から見ると、東南アジアハラル市場と中東地域のハラル市場は異なっている。籠瀬明佳(2014)によると、中東湾岸諸国では、ハラル認証は輸入制度に含まれている。従って、政府機関がハラルであるかどうかをチェックして輸入を許可する。消費者のほとんどはイスラム教徒であり、一般市場に出回っている商品は、ハラル認証・マークなどがなくても、原則的にハラルだと考えられている。例えば、サウジアラビアでは豚肉、酒などはそもそも輸入禁止である。

他方、同じく籠瀬明佳(2014)によると、マレーシア、インドネシアなど東南アジアでは、ハラル認証と食品輸入制度は別物として考えた方がよい。ハラルではない商品も輸入は可能であり、一般市場にも出回っている。そのため、イスラム教徒である消費者は、売り場が明確に分かれていない場合には、ハラル認証・マークや原材料を確認しながら、ハラル商品を購入している。図表5を参照されたい。なお、中国の状況は、この点では東南アジアの場合と類似しており、ハラル認証制度と食品輸入制度は異なったものとして別々に運用されている。また、中国ハラル食品市場においては、ハラル食品の売り場が他と分かれていない場合が多いので、イスラム教徒である消費者はハラル認証・マークや詳細な成分を確認して、ハラル食品を購入している。

図表 5. 中東地域と東南アジアのハラル市場の違い

項目	中東地域	東南アジア
小売市場	・マークの有無にかかわらず、市場の	・ハラル食品とハラルでないもの
	食品はハラル	が市場に混在
	・ハラルでないものは、輸入禁止、ま	・ハラルコーナーのある小売店も
	たは特定売場(非イスラム教徒コーナ	ある
	一)、特定店舗(酒類の販売店舗など)	
	に限定して販売される。	
輸入制度	・輸入する段階で群(ロット、輸入単	・個別の商品ごとに認証団体で認
	位)としてハラルか否かの判断(書類	証
	審査、現物検査)を行うことが原則	・食肉(食肉加工品)以外はハラ
	・食肉(食肉加工品)・動物性油脂のみ、	ル認証を取得しなくても (制度上
	輸入時の「ハラル認証」が求められる	は)輸入可能
	・市場に流通する食品も、サンプリン	一輸入制度、表示制度などと併存
	グ分析検査を実施、アルコールや豚由	
	来遺伝子がないかを確認	
一般的な	国内市場にあるものは、特定売場を除	加工食品などハラルでない可能
消費者意	きすべてハラルので、マークや成分表	性があるものは、マークや成分表
識	示の確認はしない	示を確認して購入
食品機制	ハラルは食品衛生基準の中に内包	食品衛生基準とハラル認証は個
との関係		別に存在する。

出所: 籠瀬明佳(2014)より作成

第3章. 中国のハラル食品市場

1. 中国のイスラム人口と民族

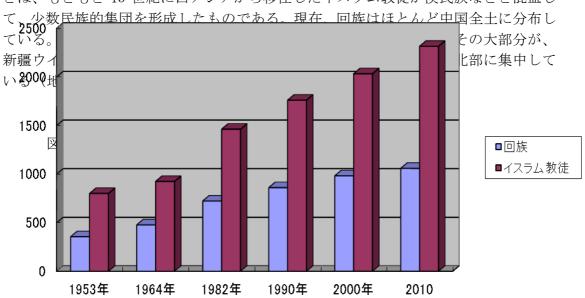
中国には、イスラム教を信仰する 10 の民族があるとされる。2010 年現在、人口の多い順に列記すると、回族、ウイグル族、カザフ族、トンシャン族、キルギス族、サラール族、タジク族、ボウナン族、ウズベク族、タタール族である。うち、回族 1,059万人、ウイグル族 1,007万人、カザフ族 146万人、トンシャン族 62万人、キルギス族 19万人、サラール族 13万人となる。それ以外の諸少数民族は 10万人未満であり、最も人口の少ないタタール族が数千人である。これらを合計すると、中国のイスラム教徒数は、約 2,300万人に達する。中国においてもイスラム人口の増加率は高く(図表 6を参照)、漢民族人口の 1953 年~2010 年の増加率 124.13%と比べても高い。

図表 6. 中国のイスラム教を信仰する少数民族人口の推移(万人)

民族	1953 年	1964 年	1982 年	1990 年	2000年	2010年	1953 年 ~ 2010 年の増 加率(%)
回族	355. 93	447. 31	722. 84	860. 30	981. 68	1058. 61	209. 17
ウイグル 族	364. 01	399. 63	596. 35	721. 44	839. 94	1006. 93	176. 62
カザフ族	50. 94	49. 16	90. 75	111. 17	125. 05	146. 26	187. 12
ト ン シ ャン族	15. 58	14. 74	27. 95	37. 89	51. 38	62. 15	298. 91
キルギス 族	7. 09	7. 02	11. 34	14. 15	16. 08	18. 67	163. 33
サラー ル族	3. 07	3. 47	6. 91	8. 77	10. 45	13. 06	325. 41
タジク族	1. 45	1.62	2. 66	3. 35	4. 10	5. 11	252. 41
ボ ウ ナ ン族	0.50	0. 51	0. 90	1. 22	1.65	2. 01	302.00
ウズベク 族	1. 36	0. 77	1. 22	1. 45	1. 24	1.06	-22. 01
タタール 族	0.69	0. 23	0.41	0.49	0.49	0.36	-47. 83
合計	800. 62	924. 46	1461. 33	1759. 73	2032. 06	2314. 22	189. 05

出所:全国第3次、第4次、第5次、第6次国勢調査(全国人口普査)より作成

回族は中国でイスラム教を信仰する 10 の少数民族のなかで、人口が最も多い少数 民族である。中国本土におけるイスラム教には、千年以上に及ぶ歴史があるが、回族 とは、もともと 13 世紀に西アジアから移住したイスラム教徒が漢民族などと混血し



出所:全国第3次、第4次、第5次、第6次国勢調査(全国人口普査)より作成

図表 8. 中国イスラム教徒人口数の上位 10 の省(2010年)

地域(省)	イスラム教徒(万人)
1. 新疆	1340
2. 寧夏	250
3. 甘粛	137
4. 青海	115
5. 雲南	109
6. 河南	102
7. 河北	60
8. 山東	54
9. 安徽	33
10. 遼寧	31

出所:http://www.360doc.com/content/13/0309/15/848837_270372228.shtml より作成

2. 「清真」とは

中国においては、ハラルを指す言葉として、「清真」という言葉が使われている。「清真」という言葉自体が最初に登場したのが南北朝時代であり、もともとは、心が清らかな人物やものを比喩する場合に使われる一般的な用語であった。例えば、唐の時代には、唐詩の中で頻繁に使われていた。また、宋の時代の詩人陸遊は清真という言葉を使って、梅の純潔を謳歌したことがある。

7世紀前半にアラビア半島で誕生したイスラム教は、651年前後には中国の領域に伝わっていた。それ以来、既に約1400年の歴史があることになる。中国のハラル食品はイスラム教の流入とともに始まり、「清真」という言葉は、イスラム教徒によって新たな意味を与えられた。明時代の学者の解釈によると、「清」はアッラーが清らかであるということであり、「真」はアッラーが唯一尊敬され、周りに左右されないということである。つまり、清真とは清らかで周りに左右されない唯一性を指す。9

こうして、清真という言葉がイスラム教と関係づけられ、イスラム教は清真教と呼ばれるようになった。また、イスラム教徒が製造した食品とイスラム教徒が食べる食品は「清真食品」と呼ばれてきた。そのため、清真という言葉は中国イスラム教の同義語であるとともに、イスラム教徒の食品を指す名称となった。なお、「清真」という二文字も食品の性質を意味し、この漢字そのものがハラル食品の定義と結び付いた。すなわち、「清真」の「清」という字は衛生性、「真」という字は真実性を強調したものであるといわれている。

3. 中国ハラル食品の特徴

中国においては、ハラル食品は回族等の少数民族の消費者に美味しい食品を提供するとともに、人々の文化生活を豊かにして経済発展にもつながるものとして、肯定的なイメージでとらえられている。中国ハラル食品の特徴は以下のとおりである。

①長い歴史を持つ

中国のハラル食品は長い歴史を持ち、イスラム教の流入とともに中国に輸入され、唐宋時代に始まり、元の時代と明清時代に更に発展して、大きな規模となってきた。

②地域間の差異が大きい

ハラル食品文化は回族等の少数民族の形成とともに発展したが、各地の自然環境・ 生態環境・社会環境等が異なっているので、中国各地に居住しているイスラム教徒の 飲食習慣は地域ごと異なっている。さらに、同じ省に属している異なった地域におい ても、ハラル食品は異なる特徴を持っている。また、回族は全国に分散しているので、

13

⁹馬文亜(2010)

それぞれの現地の食品文化の特徴がはっきり表れているといわれている。なお、シャリーア法に基づく共通のタブー以外に、地域によって、異なるタブーもしばしば見られる。

③多種多様な種類がある

中国のハラル食品には多種多様な種類があり、食油、肉製品、乳製品、菓子類、砂糖、缶詰、調味料、豆製品、小麦粉、添加物、健康食品、冷凍食品等が含まれている。 また、中国のハラル食品は長い歴史のなかで、イスラム教を信仰していない民族の飲食文化の影響を受けてきた。特に回族の調理法は他の民族から大きな影響を受け、独自のハラル食品を作り出した。

4. 中国のハラル食品市場

4-1. 中国ハラル食品市場の概要

世界最大人口を持つ中国の食品業界は、近年急成長を続けている。中国の食品市場の規模は、2010年度に3.3兆元を超え、それ以降、10%以上の成長率を実現してきている。2013年の食品産業の生産総額は対前年比22.47%の増加、2014年第1四半期は対前年同期比25.24%の増加となり、20%台の伸びを維持している。また、沿岸部だけでなく、内陸部においても富裕層が拡大するとともに、中間層の所得も全国的に向上して、食文化の成熟と食品市場の拡大が続いている。経済の発展とともに、人々の食品への要求水準はますます高まってきている。すなわち、中国においても、安全、衛生、健康という食品の消費基本原則が形成され、「安心・安全」「健康」な食品に対する需要が高まるとともに、海外からの輸入食品を含む高級食品、プレミアム食材の市場も拡大している。

中国において、イスラム教徒は総人口の約 1.6%を占め、約 2,300 万と推定されている。2010 年のハラル食品市場規模は 212 億ドルであり、対前年比で 1.9%の市場成長率を遂げた。また、国内各地において、ハラル飲食店が数多く存在し、イスラム教徒である消費者だけでなく、ハラル食品に好感を持つ漢民族にも幅広く好まれている。大都市部においては、ハラル飲食店の実に 80%以上の消費者は漢民族である。イスラム教徒が食べない漢民族の食品と違って、ハラル食品は各民族に好まれて、広い消費市場を持ち、全国的に人気があるといわれる。つまり、中国において、ハラル食品は10 の少数民族の生活必要品であるということにとどまらず、非イスラム教徒を含む全国的な消費市場で消費されている。他方、中国食品市場全体に占めるハラル食品市場のウェイトはまだ小さく、更なる市場拡大の余地があると見込まれている。

2011年の中国(銀川)ハラルグルメ旅行文化祭が提供した情報によると、中国において、伝統的なハラル料理は約5,000の種類があるといわれる。中国のハラル食品は種類が多く、食糧、食油、食肉、乳製品、茶、菓子、缶詰、キャンディー、豆製品、玉子製品、小麦粉、調味料、食品添加物、インスタント食品、子供食品、健康食品等に及んでいる。「2012年中国飲食産業市場調査報告」によると、全国2400の市・県のう

ち、97.3%の市・県で、ハラル食品・ハラル用品・ハラル飲食店を経営している企業 と個人事業主が12万以上あり、そのうち、専門的にハラル食品を生産・販売してい る企業が6,000社以上ある。また、世界のハラル食品の発展も、中国ハラル食品産業 の発展を促進した。

近年、イスラム教徒の食品生産プロセスに対する認識レベルの向上とハラル食品の需要の拡大によって、ハラル食品産業に注目する食品企業がますます増加してきている。さらに、東南アジアのイスラム諸国等のようなハラル食品産業より発達した地域において、ハラル食品産業は顕著な成長を実現してきている。世界的にもハラル食品産業は高い成長率を維持する傾向が見られ、以下のようなトレンドがある。

- ①ハラル食品産業に従事する企業が徐々に増加している。
- ②ハラル食品の種類が増え、多様化している。
- ③生産技術の革新が進んでおり、ハラル食品認証システムも少しずつ改善されている。

しかし、東南アジア等のハラル食品産業が発達した地域と比べると、中国のハラル食品産業は、監査部門と生産企業の双方において未発達な段階になっている。具体的には、全体のハラル食品企業の生産技術と加工技術は遅れている。また、大多数のハラル食品認証監査は最終消費財と動物のと畜方法に限られ、川上の生産プロセスの監査については改善できる余地がまだ大きい。例えば、食品添加物や家畜の飼料等に対するハラル対応監査も行っていく必要があるなど、今後改善しなければならないとされている点は多い。

以下では、中国におけるハラル産業について、いくつかの具体的な事例に即して、 その現状を述べる。まず、4-2 で寧夏回族自治区のハラル産業を取り上げ、4-3 では 北京のハラル食品産業を、4-4 では中国のハラル飲食店をみていくこととしたい。

4-2. 寧夏回族自治区のハラル産業

西北地域は中国のイスラム教徒が最も多く住居している地域である。全国第6次国 勢調査(2010年全国人口普査)によると、新疆ウイグル自治区では1,340万の総人口 のうち、イスラム教徒が2分の1以上を占めている。次いで寧夏回族自治区や甘粛省、 青海省にもイスラム教徒も多く、それぞれの地域に100万人以上が居住している。

西北地域にある寧夏回族自治区は中国で唯一の回族自治区である。回族は寧夏回族 自治区の総人口の3分の1以上を占めている。2010年現在、常住人口は630万人であ り、うち、約34.5%を占めている回族人は217万人である。寧夏回族自治区統計局に よると、2013年の寧夏回族自治区のGDPは2,565億元であり、前年度と比べ、9.8% の成長率を達成した。常住人口ベースで計算すると、一人当たりGDPは39420元に達 し、増加率は 8.6%であった。2012 年現在、ハラル食品を生産・加工している企業が 1,092 社、ハラル飲食店(個人事業主)が 7,205 社、ハラルスーパーが 61 社である。

中国がイスラム諸国に輸出しているのは主に肉製品、乳製品、食糧、調味料等である。うち、肉製品の輸出が最も大きい。寧夏回族自治区のハラル食糧や肉製品等は国際市場において明らかな比較優位を持ち、ハラル牛肉、ハラルマトン等がマレーシア、サウジアラビア等の東南アジアと中東地域に輸出されているといわれる。また、寧夏回族自治区は中国国内のハラル食品、民族用品産業も明らかな比較優位を持ち、ブランド力がある。特に「西部大開発」の展開とともに、ハラル食品産業は新たな発展を実現した。

寧夏回族自治区のハラル産業における優位性は、以下のとおりである。

第一に、豊かな原材料資源を背景としたハラル関連産業の集約型発展地域である。 中国において、寧夏回族自治区は「回族の郷」として、中国の五大畜産地域の一つで あり、ハラル食品を生産する原材料資源が豊かである。

第二に、地理的・歴史的要因により、寧夏回族自治区はイスラム文化の影響が強い 地域である。このため、ハラル産業は特色のある産業として重視され、近年高い成長 率を維持している。

第三に、ハラルパークの優位性を持っている。例を挙げると、銀川市、呉忠市を中心に集約型産業を形成している。寧夏回族自治区に位置する呉忠市は回族の人口比率が最も高い地級市¹⁰であり、名実ともに「回族の郷」となっている。2013 年現在、141.6万人の総人口のうち、回族が半数以上を占め、74.8万人である。2012 年に、金積工業区のもとに、呉忠ハラルパークが企画され、設立された。2013 年現在、ハラル産業の生産価値は42億元に達している。また、伊利乳業、ワハハ乳業などの有名企業を含め、55社のハラル企業が呉忠ハラルパークに参入している。ハラルパークの面積は6,300万平方メートルを占め、ハラル乳製品、ハラル肉製品、ハラル糧油製品、ハラル飲料、ハラル調味料、ハラル菓子類、ハラル栄養食品、ハラルへルシー食品及びハラル服飾、ハラル日常生活用品などを生産している。¹¹

また、全国的に統一されたハラル認証規格がない現状において、呉忠ハラルパークはハラル認証のハードルを克服するために、自らの取組みを行っている。例えば、大規模企業のハラル認証担当者をマレーシアに派遣し、トレーニングを受けさせ、認証用の資格を取得させている。また、マレーシア認証機関を寧夏に招き、ハラル認証事務所を設立している。

http://www.duost.com/20141106/136981.html

¹⁰ 中国の行政区分は、基本的には省級、地級、県級、郷級という 4 層の行政区のピラミッド構造から成る。

¹¹http://www.duost.com/wuzhong.html#

第四に、寧夏回族自治区には、ハラル食品分野の人材が多い。また、ハラル食品やハラル飲食文化等の分野に優れた専門家やハラル食品とハラル産業等を研究しているイスラム教の研究機関は数多く存在する。

第五に、ハラル産業の振興政策が作られている。以下に二つの事例を述べる。

事例 1: 銀川市は総合保税区(税関が監督・管理する特殊閉鎖区域)12

銀川市は寧夏回族自治区の省都であり、中国・アラビア博覧会が常に行われてきた都市である。2012年9月に、寧夏回族自治区は「内陸開試験区」として開発され、銀川総合保税区も設立されたことになった。

保税区 (Bonded Area) とは、中国の税関により設置、あるいは税関が認可して設置された特別経済区域のことで、設立には中国国務院の許可も必要である。保税倉庫区とも呼ばれ、税関の監督・管理下で輸入品・輸出品が一時的に保管される場所のことである。一般に、保税区では、中国国内の厳しい規制から開放され、最も自由に貿易や販売、展示などの業務ができる。保税区は中国が1978年から始まった改革開放政策の一環として設置した「経済特区」、「経済技術開発区」、「国家ハイテク産業開発区」に続いて、経済発展のために国務院が許可して設立した区域である。保税区では国際慣例をもとに運営されているため、ほかの開放地区よりも柔軟な優遇策が取られており、中国と国際市場を結ぶ拠点となっている。13

事例 2: 呉忠市の税制優遇

呉忠市国税局は、ハラル産業のなかのハイテク企業やベンチャー企業などに対して、「西部大開発」の方針に従って、税制上の優遇措置を実施し、ハラル産業の発展を支援している。2014年上半期に、呉忠市は1億元の税収を得たが、294件の税制優遇措置を適用し、税制優遇措置による減収額は674万元に達した。¹⁴

¹²http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/qa/03/04A-A11130

¹³一般に、保税区の主な機能としては「保税保管、輸出加工、中継貿易」の3つがある。「輸出入許可証の免除、免税、保税」の政策が取られているため、この区域は中国国内にありながら中国国外として扱う「境内関外」の管理方法を実施しており、海外の企業が輸出入加工、国際貿易、保税保管されている商品の展示をする拠点となっている。中国が対外開放している区域のうち、開放度と優遇率が最も高く仕組みが最も簡潔な経済区域の一つである。

出所:http://j.people.com.cn/94476/100561/100569/7450370.html

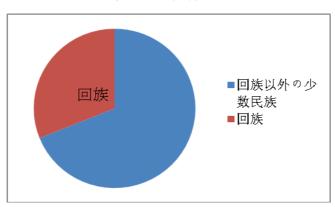
http://ftz.yinchuan.gov.cn/

¹⁴ http://www.duost.com/20141106/136980.html

http://www.nx.gov.cn/zwgk/gtwj/nzf/83423.htm

4-3. 北京市のハラル食品産業

国家統計局によると、2013年末現在、北京市の常住人口は2,115万人であり、前年と比べ45.5万人増加した。うち、都市人口は1,825万人であり、常住人口の86.3%を占めていた。北京市は全国の中でも民族構成が最も複雑な大都市とされている。第6次国勢調査(2010)によると、常住人口は1,961万人である。北京市には、中国の56の民族が全て居住している。そのなかで、少数民族人口が約80万人であり、全市人口の4.1%を占めている。うち、ハラル食品の主要消費者である回族の人口は約25万人で、少数民族人口の3割以上を占めていると推計される。



図表 9. 北京市回族人口の割合

出所:北京市第六次全国人口普査(http://www.bjstats.gov.cn/rkpc_6/)より作成

2004年に、北京市においては、ハラル食品の生産加工企業が95社あった。生産加工されているハラル食品の主な種類は牛肉、マトン等の肉製品の他、菓子類等がある。2010年の北京調理協会ハラル専門委員会第二回会員代表大会に提出された資料によると、2009年に北京において65社のハラル飲食拠点(ハラル飲食店とハラル屋台)、23社のハラル副食販売店、及び5社のハラル食品企業が新たに設立され、ハラル飲食店、ハラル副食販売店、ハラル食品企業は2,366社に達した。なお、全国において、ハラル飲食店とハラル副食販売店と生産加工企業は約12万社あり、そのなかで、専門的なハラル食品企業は約6,000社である。

民族経済の一部としてのハラル食品産業の発展に注目した北京市政府は、《北京市少数民族権益保障条例》を執行し、少数民族経済発展項目への資金投入拡大を通じて、ハラル食品産業の発展を促進させている。すなわち、2002年から2004年の間、少数民族居住地を中心に、少数民族の生活需要を満たすために、1000万元以上の少数民族経済発展専用資金を調達し、32のハラル飲食拠点を支援したといわれる。例えば、月盛斎ハラル食品会社の発展を促進するために、140万元の資金を補助し、ハラル食品物流配送センターのインフラ建設を支援した。また、牛街ハラル商品スーパーの建設に対して、130万元の資金を支援し、全国初のハラルスーパーを設立することができた。このハラルスーパーは、2400㎡の面積を占め、8万元以上の平均日当たり売上を

実現し、経済的・社会的便益に寄与した、とされている。15

牛街は北京にある昔ながらの有名なイスラム教徒の居住地であり、回族、ウイグル族等のイスラム教徒が数多く居住している。牛街の人口 5.4 万のうち、回族が 1.2 万人である。イスラム教徒の牛街居住には千年以上の歴史があり、牛街においてモスク、中国イスラム協会、回族小学校・中学校、回族病院等が整備されている。上述の牛街清真超市美食城(Niujie Muslim Supermarket)は、2003 年 1 月に設立された全国最初の、最大規模のハラル商品スーパーである。一階にハラル食品とイスラム教徒生活用品が販売され、二階にハラルグルメを販売しているハラル飲食店が数多く存在している。面積は 2400 ㎡を占め、9000 種類以上の販売品目があるハラル商品総合スーパーには、食品、食肉、生鮮食品、グルメ、日常生活品等様々な商品が販売されている。

また、このスーパーの主要な利用者は北京に居住しているイスラム教徒の少数民族や漢民族である。その他、外国や国内各地から来たイスラム教徒の観光客の姿も見られる。つまり、中国ハラル食品市場において、ハラル食品消費者には、国内のイスラム教徒の少数民族だけではなく、ハラル食品に好感を持つ漢民族や海外からのイスラム教徒観光客、その他イスラム教を信仰している在住者等も数多く含まれている。

4-4. 中国のハラル飲食店

中国ハラル飲食店は少数民族の飲食問題の観点から管理されており、「清真」という二文字を店名につけるためには、工商管理部門や民族事務委員会¹⁶から承認を受けて、「清真経営許可」を取得しなければならない。

北京王府井商店街にある「東来順」は 1903 年に創業され、既に 100 年以上の歴史を持っており、国内外で高い知名度がある伝統的なハラル飲食店である。2008 年北京オリンピックの際には、海外からのイスラム教徒である消費者が多く訪れたといわれている。¹⁷

しかしながら、中国西部のようにイスラム教徒が数多く居住している地域以外の地域では、シャリーア法に基づきアルコールがタブーとなっているにもかかわらず、利益追求のためにアルコールを販売したり、アルコールを店内に持ち込むことが許されている小規模なハラル飲食店も見られる。また、イスラム教徒でない料理人を雇用したり、タバコを販売したり、イスラム教徒でない消費者による非ハラル食品の店内での飲食も許されたりするハラル飲食店も見られる。「ハラル食堂」を設置している学

¹⁵葛忠興(2005)

¹⁶民族宗教事務局とも称される。

¹⁷「順」という漢字はハラル飲食店の店名としてしばしば使われていている。というのは、イスラム教のシャリーア法の中で、「イスラム」のアラビア語の意味は(神に)順う(したがう)ということである。そしてイスラム教徒として、順うことはイスラム教論理道徳で最も重視される。これより、「順」という漢字は中国のハラル飲食店名にしばしば用いられ、飲食店のイスラム教に対する敬意を表し、通常の漢民族飲食店と区別する役目も果たしている。

校や企業の数は多いが、本来のハラル飲食基準を満たさないことも多い。例えば、経営者や調理責任者、従業員がイスラム教徒でなく徹底管理がなされないケースや、原材料の審査が甘い事例も見られ、イスラム教徒の消費者への十分な対応が出来ていないことも多いと言われている。

第4章. 中国のハラル食品認証

1. 中国のハラル制度

1-1. 中国ハラル食品の定義

並河良一(2011a)によると、「ハラル制度とはイスラム教の禁ずる豚肉やアルコールなどの食材を含まない、衛生的で安全な食品の規準を定めて、規準適合品に表示をさせ、不適合品の生産、流通、輸入などを制限する制度」である。ハラル制度は主要な食材だけでなく、食品にごく微量使用される添加物、調味料や食品製造プロセスで使用される酵素、溶剤にも適用される。馬文亜(2010)によると、中国ハラル食品の定義に対する主張には、「宗教説」、「風習説」、「風習宗教説」の三つの考え方がある。

第一の宗教説によると、ハラル食品の定義は、イスラム教のシャリーア法に基づく 規則であり、国際的に共通する基準である、ということになる。現在、中国の多数の 地域ではこの定義が採用されている。例えば、「黒龍江省ハラル食品生産経営管理条 例」の第二項によると、ハラル食品とはイスラム教を信仰した少数民族のハラル飲食 習慣による生産・経営する各種類の食品である、とされている。また、「チチハル市 ハラル飲食業界管理方法」では、ハラル食品とは回族等のイスラム教を信仰した少数 民族の生活習慣に基づき生産された食品である、とされている。

第二は、風習説である。すなわち、中国は多民族の国であるため、ハラル食品の定義も、イスラム教を信仰する少数民族の生活習慣に基づく、とする説である。例えば、「山東省ハラル食品管理規格」によると、ハラル食品とは回族等の少数民族の伝統的な飲食習慣に基づく生産された食品のことである。また、「寧夏回族自治区ハラル食品管理条例」の第二項によると、ハラル食品とは回族などのハラル飲食習慣を持っている少数民族の生活習慣に基づき、生産、加工、貯蓄、販売された食品である。他に、河北省、河南省、江蘇省、遼寧省等の地域は同じく少数民族の生活習慣に基づきハラル食品を定義している。

第三は、宗教説と風習説とを結合した風習宗教説である。例えば、「山西省ハラル食品生産経営管理方法」のによると、ハラル食品とは回族、ウイグル族、カザフ族等のイスラム風習を持っている少数民族生活習慣に順って、ハラルあるいはイスラム教徒の名義のもとに生産・貯蓄・運輸・販売される食品である。他に、南京、上海、フフホト市、鄭州市等のハラル食品の定義も風習説と宗教説の両方が含まれている。

このように、中国では、ハラル制度に対してどの解釈を採用するかについて、地方によって異なっている状況である。

1-2. ハラル管理条例とハラル認証通則の比較

中国では、各地方政府がハラル管理条例(ハラル産業の管理活動に関するガイドライン)を作成し、ハラル制度を定義し、ハラル食品の管理活動を規範化している。また、ハラル管理条例とは別に、認証マークを付けるために、ハラル食品の生産経営を規範化する技術的な基準を提供するハラル認証通則がある。ハラル認証通則は、ハラル製品の順調な海外輸出を確保することや国内のイスラム教徒が安心して食品を選択できる環境を提供することにある。国内市場においても、敬虔なイスラム教徒はハラル認証マークが付与された食品への信頼性が高く、特にイスラム協会や民族事務委員会に認証されたハラル食品を信用しているという。

ハラル管理条例とハラル認証通則が発布された例として、寧夏回族自治区では、2002年11月に、「寧夏回族自治区清真食品管理条例」が発行され、2011年に更新された。これに対し、2009年3月に、DB64/T543-2009「寧夏清真食品認証通則」が正式的に発行され、ハラル食品などの輸出に必要な参考基準を提供し、輸出に好ましい環境を作り出した。ハラル認証通則は、さらに2011年に修正された。寧夏回族自治区のハラル管理条例とハラル認証通則の両者を比較し、まとめたのが図表10である。

図表 10. 「清真食品管理条例」と「清真食品認証通則」の比較

	「寧夏回族自治区清真食品管理条	DB64/T543-2009「寧夏回族自治区清
	例」	真食品認証通則」
発表機関	寧夏回族自治区人民代表大会常務	寧夏回族自治区民族事務委員会
	委員会	
地域	寧夏回族自治区	寧夏回族自治区
目的	ハラル食品の管理運用を規範化す	ハラル食品の生産経営を規範化する
	る	技術的な基準を提供させる
対象者	①ハラル食品を生産、経営してい	ハラル食品を生産、経営している企
	る企業と自営業者	業
	②ハラル食品を管理している政府	
	機関(自治区政府民族事務機関、工	
	商行政管理部門)	
参考規則	「中華人民共和国民族区域自治	①「清真用語の使用規則」(1997)
	法」、「中華人民共和国食品安全	②GB2760「食品添加剤使用衛生標
	法」など相関がある法律や行政規	準」
	則に基づき、自治区の実際の状況	③GB7718「預包装食品ロゴ規則」
	も加えられた。	④GB/T17237「畜類屠宰加工通用技

		術条件」 ⑤「中国人民共和国食品衛生法」 ⑥「中国人民共和国動物防疫法」 ⑦「寧夏回族自治区清真食品管理条 例」
内容	①総則 ②管理方法 ③監督方法 ④法律責任	①適用範囲 ②規範化された引用書類 ③専門用語と定義 ④総則 ⑤ハラル認証を申請する企業が満たすべき条件 ⑥ハラル食品原材料の要求 ⑦ハラル食品加工規範要求 ⑧ハラル食品の包装やロゴの要求、輸送や貯蔵の要求

出所:「寧夏回族自治区清真食品管理条例」、「寧夏回族自治区清真食品認証通則」、 『「寧夏回族自治区ハラル食品認証条例」地方標準編制説明』より作成

2. 中国ハラル認証の概要

中国国内でハラル認証を取得する方法としては、主に以下の2種類がある。

第一に、マレーシアなどの海外認証機関に申請を行い、現地の監査員による現地監査を経て現地の認証を取得する方法がある。

第二に、マレーシアなどの海外認証機関と相互認証が認められた中国の認証機関に申請を行い、認証を取得する方法がある。

近年、中国の認証機関からハラル認証を取得する事例が多い。なぜなら、海外認証機関から認証を取得しようとすると、海外とのコミュニケーションへの障壁が大きく、監査員の交通費や宿泊費など別途費用がかかるため、認証企業の負担が大きくなる。なお、中国ハラル認証機関の認証を取得した製品に付与される認証・マークは、中国国内のハラル認証機関の認証・マークとなるものの、相互認証が認められた機関の国への輸出や販売においても、信頼性が多少とも高まるものと考えられる。

中国でもハラル認証機関が、イスラム教のシャリーア法に順って、作られた基準に基づき、認証活動を実施する。しかし、マレーシアのような政府系のハラル認証機関が成立しておらず、主な認証機関は民族事務委員会やイスラム協会である。¹⁸中国イスラム協会におけるハラル認証の主要対象はハラル食品のみである。近年、ハラル認

¹⁸ 図表 11 は、中国とマレーシアのハラル認証制度を簡単に比較したものである。

証依頼が増加しているが、特に2014年にはハラル認証依頼が倍増し、2014年だけで100社強の食品企業が中国イスラム協会にハラル認証を申請した。イスラム諸国の食品消費の急速な拡大とともに、中国ハラル食品認証依頼もますます増加し、今後もこの傾向は続くと思われる。

ハラル認証のうち、輸出用のハラル認証については、主に中国イスラム協会が実施しているのが現状である。これ以外に、山東省イスラム協会でも輸出用のハラル認証を行っているといわれている。国内用のハラル認証については、各地域(省・市)のイスラム協会や民族事務委員会などが実施している。生産工場の所在地によって、現地の認証機関に申請する場合が多い。したがって、国内市場において、輸出用のハラル認証以外はほとんど各地の地元の認証機関(イスラム教会や民族事務委員会など)により認証が行われている。中国のハラル認証の特徴をマレーシアと比較すると、図表11のようになる。

図表 11. ハラル食品認証制度及びハラルを取り巻く環境~中国とマレーシアの比較

	T	
	中国ハラル認証	マレーシアハラル認証
主なハラル認証機関	●輸出製品と国内認証で異なる ことがある。	●国内で1機関のみ。政府に 属し、管理されている
	●輸出用認証は①中国イスラム協会②山東省イスラム協会(国内用認証にも取り組んでいる)③寧	マレーシアイスラム開発局 (JAKIM)が監査やハラル認証 を実施
	夏清真食品国際貿易認証センター	●その他、ハラル産業開発公 社(HDC)はプロモーション機 関として各種照会対応、研修
	●国内用認証:各地域(省・市) のイスラム協会や民族事務委員 会	や視察等を実施
	例えば、山東省イスラム協会、成都市イスラム協会、青海省民族事 務委員会	
承認取得企業数	全国の統計データがなし 中国イスラム協会によるハラル 認証済みの企業は300社強(2014 年8月)	3,646 社(2013 年)
有効期間	一年	二年
規格及び特徴	全国統一されたハラル規格がな	MS1500:2009
	V'o	ハラル食品の製造、準備、出
	しかし、「ハラル食品認証規則」	荷及び保存に関する一般ガ

は DB64/T543-2009「寧夏回族自 治区ハラル食品認証規則」に基づ き、国際的なハラル食品認証規則 を参考して、各地における宗教団 体、食品審査及び標準化部門の意 見も取り入れた上で、作られた (甘粛、寧夏、青海、陝西、雲南 の五省の)協働認証規則となって いる。

また、北京市、山西省、吉林省、 天津市、陕西、河南省、河北省、 ウルムチ市等相次いで、ハラル食 品管理条例を発行してきた。既に 15 の省・自治区・直轄市と 18 の 省都と副省都は、回族等の少数民 族の長期的な生活習慣に基づき、 現地の実際事情を配慮し、ハラル 食品管理に関する規格を発行し たといわれる。 イドライン OIC¹⁹に認められている。

出所:中国イスラム協会でのヒアリング内容、及び森下翠恵/武井泉(2014)より作成

3. 中国イスラム協会によるハラル認証20

以下 3. では、中国イスラム協会によるハラル認証活動についてより詳細に説明する。 まず、3-1 で概要を述べ、3-2 では、協会が、ハラル認証のために企業に要求する五 つの条件、3-3 では認証の取得手順を説明する。

3-1. ハラル認証活動の概要

中国イスラム協会がハラル食品輸出用認証に取り組んでから、20年以上たつが、その間の努力と交流を通じて、イスラム諸国・地域等海外の認証機関の高い信頼性を取得し、中国イスラム協会による認証済みのハラル食品は海外でも広く認められているといわれる。現在、中国イスラム協会が実施している認証活動は、主に図表 12 のようなハラル食品である。

¹⁹ イスラム協力機構(Organization of the Islamic Conference)イスラム諸国をメンバーとして構成され、国際連合に対する常任代表を有する国際機構である。

²⁰現地ヒアリング内容と中国イスラム協会のウェブサイト情報

⁽http://www.chinaislam.net.cn/) よりまとめた。なお、中国イスラム協会の住所は、北京市西城区南横西街 103 号となっている。

図表 12. 中国イスラム協会のハラル認証活動の概要

ハラル認証の主要な対象 食品	①鶏肉、スモーク、牛肉、マトン等の肉製品 ②食糧、乳製品、副食品、健康 食品、冷凍食品、飲料 ③調味料、食品添加物
ハラル認証取得後の食品 の輸出先例	マレーシア、インドネシア、シ ンガポール、サウジアラビア王 国、UAE、クウェート、バーレー ン国、カタール、オマーン、イ ラン、イラク、ヨルダン、エジ プト、南アフリカなどの国・地 域

出所: 葛忠興(2005)より作成

2014年8月現在、中国イスラム協会は300社強のハラル企業にハラル認証を付与した。国内販売用のハラル企業の認証依頼もあるが、中国イスラム協会は、輸出用のハラル認証のみを取り扱っている。外資企業の取り扱いもあり、特に東南沿岸部の外資企業が多いといわれている。なお、監査手順や監査費用などは国内企業と外資企業の間で区別をせず、同一基準での認証活動を実施している。

また、中国イスラム協会は、ハラル食品に限定した認証活動を行っている。このため、(化粧品や医薬品メーカー) 20~30 社から申請があったが、これらの製品については、ハラル認証を積極的に取り扱っていない。なお、ハラル飲食店については、中国イスラム協会が取り扱うのではなく、民族事務委員会や工商行政管理部門などが担当している。

ハラル認証取得を希望する企業は、中国イスラム協会に手数料を支払う必要がある。会社の規模や売上、対象製品数などにより、手数料は異なるが、平均費用は約3~5万元である。また、監査員の現地調査の費用(交通費、宿泊費など)についても、企業側が負担することになっている。

3-2. ハラル認証企業の五つの必要条件21

中国イスラム協会では、ハラル認証企業の社内管理体制について下記五つの必要条件を満たすことを求めている。

① 組織の整備

ハラル認証企業は、社内にハラル業務に関わる事務管理のための部門を設立する必要がある。

②従業員の確保

専任従業員を配置し、特に研究開発、貯蔵、販売、生産管理等の重要な職務に専任 する従業員を充てなければならない。また、専任従業員はイスラム教徒であることが 要求されるため、イスラム教を信仰する少数民族を採用し、配置することが多い。

③社内規程の整備

食品生産衛生基準のようなハラル食品生産管理規格を社内規定として整備することが必要となる。

④トレーニングの実施

従業員全員を定期的にトレーニングし、ハラル食品生産に対する認識とハラル食品 生産基準を厳守する意識を強める。また、ハラル食品生産のために必要な知識の共有 や最新情報のアップデートが常に実施できる状態であること。

⑤監査の確保

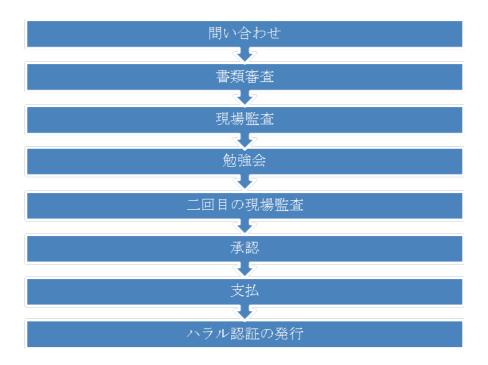
ハラル認証企業はハラル食品生産管理規格の進行状況を審査し、定期的な分析を行い、審査記録レポートの作成も求められている。

3-3. 認証の取得手順

ハラル認証取得に至る手順は図表13のとおりである。中国イスラム協会の場合は、申請から承認まで、最短でも約1ヶ月は必要である。書類審査の後、工場や施設の現場監査が行われる。現場監査の後、結果をイスラム協会内で確認し、問題があることを巡り、認証企業向けの勉強会が行われる。その後、改善した項目に対して、二回目の現場監査を実施する。また、イスラム協会内で確認し、問題がなければ、支払い手続き完了後に、ハラル認証を発行する。

²¹ 中国イスラム協会(http://www.chinaislam.net.cn/indexh.html#)

図表 13. 中国イスラム協会のハラル認証プロセス



出所:中国イスラム協会へのヒアリング調査、同協会ウェブサイト情報より作成

認証取得手順に関する留意事項は以下のとおりある。

第一に、ハラル認証を取得しようとする企業は、その旨を認証機関に問い合わせし、必要な書類や手順を確認することが望ましい。一般的に正式な認証活動は書類審査からスタートするため、企業は提出書類の準備から着手することになる。提出書類には企業の経営許可証明書のコピー、原材料のリスト、生産・加工プロセスの報告書等が含まれる。中国ハラル認証手順においては、ハラムな原材料の混入を防ぐために、すべての原材料の詳細な情報を提供することが必要である。すなわち、原材料のサプライヤーに関する情報や原材料のハラル認証の有無だけでなく、原材料生産のフローチャート等も必要である。また、原材料がハラル認証を取得していても、ハラル認証証明書や期限の審査、確認が行われる。

第二に、現地監査では、シャリーア法に基づき、工場・施設・生産技術等を審査するが、具体的な審査の流れは以下のとおりである。

- ①原材料を審査する。
- ②生産・加工過程、貯蓄(設備と方法)を確認する。
- ③と畜従業員の資格審査、イスラム教徒である従業員の比率や礼拝所を確認する。

④生産ゾーンと生活ゾーンの環境を審査する。

第三に、ハラル認証審査員は、改善する必要がある点について、勉強会を行う。この勉強会の目的は、イスラム協会の専門家たちがハラル生産に関する専門知識を普及させること、及び、認証取得申請をした企業がハラル認証基準を満たすように、具体的な改善事項を伝えることである。

その後、二回目の現地検査を実施し、一回目の検査で不十分であった点を改善できたかどうかについて再検査する。また、イスラム教徒である従業員の比率について、どうしてもイスラム教徒である従業員が確保できない場合には、基準に合格できるようになるまでトレーニングを続ける。

さらに、中国イスラム協会は、認証済みの企業とハラル食品に対して、定期的な監査などを行う。また、中国イスラム協会が地方のイスラム協会と協力し、現地のイスラム協会が監査の活動を実施する場合もある。

4. ハラル認証に取り組んでいる企業の事例

中国では、数多くのハラル食品企業があるものの、ハラル認証を取得している企業は一部に限られている。ハラル認証を取得した食品企業の例を図表14に示している。

図表 14. 中国ハラル認証を取得している企業 (とその製品)の例

企業名	製品	企業名	製品
ネスレ	コーヒー	益海嘉里	食用油
李錦記	調味料	皓月	食肉加工品
伊利	乳製品	草原興発	牛肉製品
加多宝	茶飲料	正大秦皇	鶏肉製品
汇源祥聚斋	ジュース	不二蛋白	大豆たん白

出所:中国イスラム協会にヒアリングした内容、各企業ウェブサイトより作成

以下で、二社(正大秦皇と皓月)の事例について、詳細を述べる。22

-

²²単守慶(2013)、及び各社のホームページより整理した。

4-1 正大秦皇の事例

図表 15. 秦皇島正大有限公司の基本情報

社名	秦皇島正大有限公司	
所在地	秦皇島市山海関区関城東路 30 号	
従業員数	1000 人以上	
総資産	5 億元	
主要な製品	鶏肉製品	
取得したハラル認証の認証機関	中国イスラム協会	
輸出先	日本や、南アフリカ、中東諸国、EU、ロシアなどの国・地域	
中国国内の主要な販売市場	北京、天津、石家庄、上海、瀋陽、大連、 ウルムチなどの大都市をはじめ中国国内 各地	

出所:同社ウェブサイトより作成

・同社の基本情報:

タイ C P グループ (Charoen Pokphand Group) と秦皇島市ブロイラー・モデル・プラント合資して建設された会社である。タイ C P グループ (正大集団とも称される) の子会社の一つである。

単守慶(2013)によると、1995年に成立し、2003年から非ハラル食品の生産を中止し、ハラル食品専用のハラル食品企業に転換した。主要な製品は鶏肉製品である。マクドナルドやケンタッキーなどの主要な鶏肉製品サプライヤーである。2005年に中国イスラム協会からハラル認証を取得した。また、2011年に中国初のハラル食品研究開発センターを秦皇島市に設立した。

種鶏の飼養から、孵化、飼料製造、ブロイラー飼養、屠殺及びその加工品生産までの、フル・インテグレーションされた近代的企業として位置づけられている。中国同業界の中で真っ先に ISO9001 品質管理体系や、ISO14001 環境管理体系、HACCP 食品安全体系等の認定を通し、養殖場から食卓までの全行程で安全性を監視及びコントロールする仕組みを実現した。商品は新鮮で栄養があり、衛生的で薬の残留がないとされている。²³

_

²³ http://www.qhdchiatai.com

同社は、社内にハラル事務管理委員会を設立した。社内のハラル管理の例を挙げると、以下のとおりである。

①原材料供給の確保

常に原材料サプライヤーとの関わりを維持し、良好で緊密な関係を維持する。

②と畜のシャリーア法厳守

専門的な従業員が厳しい監査活動を実施する。

③販売

社内に、計量器具、検査道具、運輸車両、貯蔵容器、経営場所等に対して、厳しい ハラル規格と品質監督検査制度も設けられている。また、有効な社内管理と消費者監 督が実現できるために、「一号一証制度」(会社ごとに経営番号を発行させる仕組み) が導入されている。

④市場開発

国内市場だけではなく、海外市場にも積極的に取り組んでいる。

また、イスラム教徒である消費者に限らず、イスラム教徒でない消費者もターゲットにしている。本社所在地を拠点とし、西北市場に参入し、中東地域に進出することも積極的に検討している。

⑤生活環境の整備

ハラル食堂の設置等により、イスラム教徒の人材が過ごしやすい環境整備をアピールし、人材確保に繋げている。

⑥イスラム教徒である従業員の優遇

各地のイスラム協会が積極的に現地のハラル食品産業を支援しており、会社に地元のイスラム教徒を推薦し、重要な職務を担当させる。また、少数民族手当等も支払われている。

⑦社内ハラル食品管理委員会が設定される

各部門にハラル食品監査員を任命する。また、各生産ラインにハラル食品協働監査員を任命する。

4-2 皓月の事例

次の事例は、食肉の加工会社である吉林省長春皓月清真肉業股份有限公司の事例である。

図表 16. 吉林省長春皓月清真肉業股份有限公司の基本情報

社名	吉林省長春皓月清真肉業股份有限公司
所在地	吉林省長春市緑園区皓月大路 11111 号
従業員数	5500 名
総資産	90 億元
主要な製品	牛肉、マトンの食肉加工品など
取得したハラル認証の認証機関	中国イスラム教会
輸出先	エジプト、サウジアラビア、クウェート、 ヨルダン、UAE
中国国内の主要な販売市場	長春市、瀋陽市、大連市、ハルビン市、 上海市、深セン市等の地域に高い市場占 有率を占め、牛肉消費を主導する。

出所: 単守慶(2013)、同社ウェブサイトより作成

・同社のハラルへの取組内容

第一に、イスラムの雰囲気を形成する。例えば、イスラム風の建物を建築し、イスラム教徒の従業員モスク、女性従業員に女性専用の礼拝堂を提供する。このようにして、イスラム教徒の従業員を安心させ、その労働環境を改善するとともに、イスラム諸国のパートナー企業に対してアピールする。

第二に、シャリーア法を厳守し、ハラルと畜方法を厳しく守っている。具体的には、 社内にハラル監査委員会を設立し、ハラルと畜方式の実施を確実にしている。また、 中東地域への輸出に対しては、専任従業員に監査活動を担当させている。

第三に、イスラム教徒の従業員が10%以上を占めている。人材育成においては、回族等のイスラム教徒の採用を優先的に考えることを通じて、豊なイスラム文化環境を 醸成することができる。

五. おわりに――中国食品市場への企業進出とハラル認証

本稿では、まず、世界のイスラム人口やハラル食品市場規模などを紹介し、中国ハラル食品市場の成長にとっての世界的な環境を述べた。次に、ハラル認証の概要やハラル認証の必要性と重要性を論じ、主要なハラル食品市場のハラル認証制度を比較した。続いて、中国のイスラム系民族の動向、及び寧夏回族自治区、北京市のハラル産業や中国のハラル飲食店などの内容を紹介することによって、中国ハラル食品市場の現状を述べた。さらにその上で、中国イスラム協会でのヒアリング等の現地調査の結果やネット上の情報などを整理して、中国ハラル認証制度の現状を論じた。最後に、以下では、中国のハラル食品市場への進出を検討している企業にとっての、中国ハラル認証に関する問題点と留意事項をまとめるとともに、中国ハラル食品市場の優位性を説明することとしたい。

1. 中国ハラル食品認証取得における留意事項

第一に、中国ハラル食品市場に参入する前に、中国ハラル食品市場に存在する問題点を踏まえる必要がある。特に、次の述べる問題点が、ハラル食品企業の国内的な発展と世界市場に参入する際の障壁の一つとなっていると考えられる。

中国ハラル食品市場の存在する根本的な問題点は、ハラル食品生産規格が未だに統一されていないことである。全国的に統一されたハラル食品規格ができておらず、参照できる管理方法がないので、ハラル食品の審査過程の基準が明確化されていない。ハラル食品に対する定義・認証プロセス・監査機能・賞罰基準なども統一されておらず、国内ハラル食品産業の発展と海外への輸出に対して不利な影響を与える。加えて、最終的に法的強制力がないため、ハラル食品産業は厳密にハラル認証規格の定めに従っていない、ということが起こりうる。

また、全国的に大規模なハラル食品企業が存在しているにもかかわらず、海外でも有名になっているハラル食品企業は限られている。国内的にも、製造業のハラル食品企業数は、サービス・消費型のハラル飲食店数を遥かに下回っている。前文に述べたとおりに、寧夏回族自治区において、2012年に、ハラル飲食店が7,025社、製造業のハラル食品企業が1,092社である。このような産業構造は中国ハラル食品企業の発展を遅らせている。

第二に、ハラル認証を取得しようとする際に、事前に確認しておくべき事項がある。 特に、中国から海外への輸出を考える場合には、輸出相手国のハラル認証規格と食品 輸入規格、輸入後の食品安全関連制度との関係を理解しておくことが必要となってい る。予め理解しておく必要がある項目は以下のとおりである。

- ①動物検疫
- ②植物検疫
- ③残留農薬など特定の規制物質の残留値の問題
- ④食品添加物に関する基準を満たしているかどうか
- ⑤輸出可能な施設の認定・登録を受けているかどうか
- ⑥特定の国際規格に従った管理が求められていないか、求められていれば、その条件 を満たしているか
- ⑦ラベル表示法上、ハラル認証の表示ができるか
- ⑧輸入許可の申請・登録、輸入港湾指定、輸入割当制度、高率の関税など、実質的に 輸入時の障壁となる事項がないか²⁴

2. 中国ハラル食品市場の優位性

中国のハラル食品市場には以下のようないくつかの優位性(又は潜在的優位性) があり、進出企業としてはこれらの優位性を活用していくべきであろう。

第一に、中国国内販売において、以下のような優位性(又は潜在的優位性)がある。

- ① 中国国内において、約2,300万のイスラム教徒の消費者がいるので、消費者市場が大きい。
- ② 中国ハラル食品市場に参入したい日本企業は中国消費市場におけるブランド 力を活用できる。
- ③ 中国ハラル食品市場において、ハラル認証を取得した高度化した食品(例えば、インスタントラーメンなど)がまだ少ないので、認証を取得できれば、今後の発展の余地が大きい。

第二に、海外輸出の場合は、以下のような優位性(又は潜在的優位性)がある。

① 東部沿海地域は人件費が徐々に増加しているのに対して、西部地域においては

²⁴ 籠瀬明佳 (2014)

人件費が比較的低く、ハラル産業に詳しいイスラム人材が確保しやすい。

② 寧夏回族自治区が位置している西北地域は地理的に中東諸国に近いので、イスラムの食習慣やハラル認証に関する知見の交流やハラル食品の輸出などについての利便性がある。

第三に、中国ハラル食品市場は将来が期待されると思われる要素がある。

- ① 近年、中国政府もハラル産業の発展に注目し、前文に述べた保税区の設立や税制優遇などの支援政策を打ち出している。
- ② ハラル認証についての今後の動向として、中国イスラム協会によると、全国的に統一されたハラル認証規格が積極的に検討されており、2015年までに発効する可能性もある。仮に、統一的なハラル食品規格が存在しないという根本的な問題点が解決されれば、中国ハラル食品市場に参入する際の障壁が大幅に軽減されることになると考えられる。

以上のような中国市場の優位性を踏まえれば、1.で述べたような点に留意しつつ、 社内のハラル管理対策や原材料の体制などの有効な対策を行えば、中国における問題 点を克服し、中国ハラル食品市場に十分に対応できると考えられる。

ハラル認証が発達しているマレーシアと中国について、それぞれのメリット・デメリットを比較すると図表 17 のようになる。

図表 17. 中国ハラル食品市場に進出するメリットとデメリット~マレーシアとの比較

	中国ハラル食品市場	マレーシアハラル食品市場
メリット	1. 製造拠点の魅力 ① 地理的な優位: (特に西部が)中東地域に近い;国土面積が広く、開発できる工場用地が多い。 ② 政府が清真食品の重要性を意識し、支援政策に着手し、今後の発展が期待される(銀川保税区、呉忠市の税制優遇、北京市の少数民族支援政策など)。	 ハラル認証は中東地域を含め、海外でも信頼性が高い。 政府がハラル産業を支援している。
	2.消費市場の魅力 ① 所得向上のため、中間所得層が拡	

	大している。	
	② 中国食品市場全体に占めるハラル	
	食品市場のウェイトはまだ小さ	
	く、更なる市場拡大の余地がある。	
	③ ハラル食品市場規模がマレーシア	
	より大きい。(2010年に、中国:212	
	億ドル、マレーシア:84 億ドル)	
デメリット	①統一されたハラル規格がない。	①全体的な人口(2012年に、約
		2,934万人)が少ないし、イスラム
	②政府系認証機関がないために、国	教徒数も中国と比べると、少ない。
	際市場における信頼性が低い。	(2009年に、中国イスラム教徒
		数:2,300万、マレーシアイスラム
		教徒数:1,700 万)
		②国内のハラル企業が多く、競争
		が激しい。

出所:現地ヒアリングの内容、森下翠恵/武井泉(2014)より作成

なお、中国において、海外でも有名なハラル企業数や、生産・加工型のハラル企業数が今なお少ないことは、新たに中国ハラル食品市場に参入する企業にとってメリットになるかもしれない。すなわち、今後の大きな発展の余地があり、飽和状態になっていない中国ハラル食品市場に進出し、生産・加工型の企業を設立し、海外でも有名なハラル企業を目指し、積極的にハラル製品の製造に取り組んでいれば、中国における競争力のあるハラル食品企業となることができる可能性があるものと考えられる。

参考文献

日本語文献

籠瀬明佳(2014)「コーシャ認証との違いは」『ジェトロセンサー』2014 年 10 月号

籠瀬明佳(2014)「消費者としてのムスリムが求めるもの」『ジェトロセンサー』2014 年 10 月号

田崎博実(2011) 「イスラーム圏とハラール認証の現在」『日本食品工学会誌』Vol. 12

田中正利/駒崎裕恭/野村信一/五木田貴浩 (2014) 「200 兆円のハラルマーケット入門」 『激流雑誌』 2014 年 6 月号

多和田裕司(2012) 「イスラームと消費社会:現代マレーシアにおけるハラール認証」 『人文研究 大飯市立大学統文学研究科紀要』第63巻 2012年3月

土屋紀義(2004) 「中国のイスラム教徒-歴史と現況-」『レファレンス』2004年3月号

茂野綾美(2011) 「日系企業によるハラール市場開拓に向けて」『NRI Knowledge insight』2011年1月号

松井秀司(2014)「訪日ムスリム観光客の受け入れのためのハラールの基礎知識」『自治体国際化フォーラム』2014年2月号

並河良一(2011a)「食品のハラル制度の技術的性格と対策」『自由と正義』Vol.62

並河良一(2011b)「食品のハラル制度と自由貿易の関係」『農林業問題研究』第 182 号

前田高行(2013) 「世界のムスリム(イスラム信者)人口は?」『アラビア半島定点観測』2013年 10月

森下翠恵/武井泉(2014)『ハラル認証取得ガイドブック』東洋経済新報社

中国語文献

葛忠興(2005) 『清真食品産業発展理論与対策』民族出版社

Mian N. Riaz/Muhammad M. Chaudry 著·李楠/虎硯穎訳(2013)『清真食品生産』宗教文化出版社

単守慶(2013) 『清真飲食面面観』中国商業出版社

馬文亜(2010) 「中国清真食品管理体制研究」中央民族大学

「寧夏回族自治区清真食品管理条例」(2002)

「寧夏回族自治区清真食品認証規格」(2009)

『「寧夏回族自治区ハラル食品認証条例」地方標準編制説明』

王超(2010) 「中国清真食品的標準与認証問題探析」『中国穆斯林』